

軌道法

1 . 案内情報	
手続名	工事施行認可 線路及び工事方法書記載事項変更認可
手続根拠	軌道法第 5 条第 1 項 軌道法施行令第 6 条第 2 項
手続対象者	軌道経営者
提出時期	工事施行 線路及び工事方法書記載事項の変更 をしようとするとき
提出方法	申請書及び添付書類を作成し、正本を各都道府県の 担当課へ、副本を所管地方運輸局へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	図面その他必要な書類
申請書様式	任意
記載要領・記載例	国土交通省道路局路政課へお問い合わせください。
2 . 窓口情報	
提出先	各都道府県及び所管地方運輸局
受付時間	提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3 . 手続情報	
審査基準	軌道建設規程、軌道運転規則、無軌条電車建設規則、 無軌条電車運転規則
標準処理期間	10ヶ月 4ヶ月
不服申立方法	行政不服審査法の規定による

軌道法

1 . 案内情報	
手続名	工事施行認可申請期間の伸長 工事着手、竣工期間の伸長
手続根拠	軌道法第 5 条第 2 項 軌道法第 7 条第 2 項
手続対象者	軌道経営者
提出時期	期間の満了前
提出方法	申請書及び添付書類を作成し、各都道府県の担当課へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	理由書
申請書様式	任意
記載要領・記載例	国土交通省道路局路政課へお問い合わせください。
2 . 窓口情報	
提出先	各都道府県
受付時間	提出先へお問い合わせ下さい。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3 . 手続情報	
審査基準	「軌道法等に係る審査基準及び標準処理期間について」(平成 8 年 3 月 1 日 鉄道局長・道路局長通達)
標準処理期間	1 ヶ月 2 ヶ月
不服申立方法	行政不服審査法の規定による

軌道法

1 . 案内情報	
手続名	車両の設計の認可
手続根拠	軌道法施行規則第 1 3 条の 2 第 1 項
手続対象者	軌道経営者
提出時期	車両の設計を行おうとするとき
提出方法	申請書及び添付書類を作成し、各都道府県の担当課へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	図面その他必要な書類
申請書様式	任意
記載要領・記載例	国土交通省道路局路政課へお問い合わせください。
2 . 窓口情報	
提出先	各都道府県
受付時間	提出先へお問い合わせ下さい。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3 . 手続情報	
審査基準	軌道建設規程、軌道運転規則、無軌条電車建設規則、無軌条電車運転規則
標準処理期間	4 ヶ月
不服申立方法	行政不服審査法の規定による

軌道法

1 . 案内情報	
手続名	線路または工事方法書の記載事項の軽微な変更の届出 車両の設計の変更の届出
手続根拠	軌道法施行令第6条第1項ただし書き 軌道法施行規則第13条の3第1項ただし書き
手続対象者	軌道経営者
提出時期	上記の変更をしようとするとき
提出方法	届出書及び添付書類を作成し、各都道府県の担当課へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	図面その他必要な書類
申請書様式	任意
記載要領・記載例	提出先へお問い合わせください。
2 . 窓口情報	
提出先	各都道府県
受付時間	提出先へお問い合わせ下さい。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3 . 手続情報	
審査基準	なし
標準処理期間	なし
不服申立方法	なし

軌道法

1 . 案内情報	
手続名	工事着手またはしゅん工の届出 車両の衝突事故等の発生の届出
手続根拠	軌道法施行令第 8 条第 1 項 軌道法施行規則第 3 0 条
手続対象者	軌道経営者
提出時期	上記の事由が発生したとき
提出方法	届出書及び添付書類を作成し、各都道府県の担当課 へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	図面その他必要な書類
申請書様式	任意
記載要領・記載例	提出先へお問い合わせください。
2 . 窓口情報	
提出先	各都道府県
受付時間	提出先へお問い合わせください。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3 . 手続情報	
審査基準	なし
標準処理期間	なし
不服申立方法	なし

軌道法

1 . 案内情報	
手続名	既認可又は既確認車両の購入の認可 車両の設計変更の認可 他の鉄道又は軌道の車両の運転の認可
手続根拠	軌道法施行規則第 1 3 条の 2 第 3 項 軌道法施行規則第 1 3 条の 3 第 1 項本文 軌道法施行規則施行規則第 1 8 条の 2 第 1 項
手続対象者	軌道経営者
提出時期	上記認可を受けようとするとき
提出方法	申請書及び添付書類を作成し、各都道府県の担当課へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	図面その他必要な書類
申請書様式	任意
記載要領・記載例	提出先へお問い合わせください。
2 . 窓口情報	
提出先	各都道府県
受付時間	提出先へお問い合わせください。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3 . 手続情報	
審査基準	なし
標準処理期間	3 ヶ月
不服申立方法	行政不服審査法の規定による

鉄道事業法

1. 案内情報	
手続名	道路に鉄道線路を敷設することの許可
手続根拠	鉄道事業法第61条第1項ただし書き
手続対象者	鉄道事業者
提出時期	道路に鉄道線路を敷設しようとするとき
提出方法	申請書及び添付書類を作成し、各都道府県の担当課へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	図面その他必要な書類
申請書様式	任意
記載要領・記載例	国土交通省道路局路政課へお問い合わせください。
2. 窓口情報	
提出先	各都道府県
受付時間	提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3. 手続情報	
審査基準	なし
標準処理期間	なし
不服申立方法	行政不服審査法の規定による

(法令改正作業中のもの)

踏切道改良促進法

(手続名)

- ・ 立体交差化計画又は構造改良計画の提出
- ・ 立体交差化計画又は構造改良計画の変更計画の提出

(問い合わせ先)

国土交通省道路局路政課